



『2023年地産地消フェアinなよろ』より

○ 主な内容

- ・ 新年のご挨拶、農業委員の任命 P 2
- ・ 名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書 P 3
- ・ 農地の賃貸料情報 P 4
- ・ 農地移動の実績 P 5
- ・ 農業委員会の活動について P 6



謹賀新年

名寄市農業委員会

会長 沼田清一
代理 村中洋一

名寄・智恵文地区
農地小委員会

委員長 清水康史

副委員長 越孝則

委員 高橋尚幹

菅野真記

村上敏夫

中山正彦

小田村

竹部裕二

鈴木英代

南原政幸

鈴木修一

菅原規一

飯野修一

安達浩幸

林手達

横住美紀

風連地区農地小委員会

委員長 武田修一

副委員長 田田修一

委員 新田修一

菅原規一

藤野修一

安達浩幸

林手達

横住美紀

新年を迎えて

名寄市農業委員会 会長 沼田 清 憲

新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新年を迎え、謹んでお喜びを申し上げるとともに、皆様方のご繁栄とご多幸をお祈り申し上げます。また、日頃より農業委員会の活動に対しまして、特段のご理解、ご支援とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとお礼申し上げます。

さて、昨年の本市の農業については、融雪も早く進み、天候にも恵まれ、例年より早く春作業が始まり、水稻の移植や畑作物の播種作業等も順調に推移しました。しかし、6月中旬より気温が上がり、干ばつ傾向とともに猛暑となり、真夏日が一月を超える事態となりました。農作物においても、猛暑の影響を受け色々な作物に障害が出ました。特に水稻においては、倒伏も重なり収量、品質の低下を招きました。猛暑の影響については、全国的に発生し地球温暖化の影響が顕著に現れてきています。水稻に関しては、平年作以上の収量を確保しましたが、畑作物や青果物では収量、品質の低下がありました。

12月には、名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書を名寄市に提出させて頂きました。内容としては、スマート農業への支援、農業経営継承に対する支援強化、担い手への面積増加に伴う機械設備等の支援強化、自然災害に対する河川の早期改修、害獣対策など、国等に対し要望してきました。

名寄市の農業・農村を取り巻く環境は、コロナ感染症が5類に移行し、各業種の業績が回復傾向にある中で、農産物、乳価の価格低迷はまだまだ続いています。また、ロシアのウクライナ侵攻、さらにはイスラエルとパレスチナの武力衝突が起きるなど、長引く飼料価格、燃油、肥料、資材の高騰により農家の体力が脅かされている状況にあります。今後も持続可能な農業を確立するために、農業委員会としても名寄市はもとより、国・道に要望していきたいと考えています。

名寄市も若い農業後継者が増え、規模拡大をして大規模経営、ICTを活用した先進的な農業経営をされている方が増えています。食糧基地北海道の中で、本市の農業者の努力が報われるよう各機関とも連携して活動してまいります。令和6年を迎え、皆様方の健康と豊穰の秋を迎えられることを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

農業委員の任命について

現農業委員の本年7月19日での任期満了に伴い、募集を行います。

◇ 日程 ◇

- | | |
|-------------|--------------------|
| 令和6年2月下旬～3月 | 農業委員候補者の募集 |
| 令和6年3月末～4月 | 名寄市農業委員候補者審査委員会の審査 |
| 令和6年4月末 | 候補者の決定 |
| 令和6年6月 | 第2回定例会での議決 |



令和6年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見書

I 名寄市への意見

- 1 農業者の高齢化が進む中、労働力の安定した確保対策、ICTなどを活用したスマート農業への支援強化が必要である。
- 2 担い手不足対策として、農業経営継承に対する支援の強化、新規就農に対する移住・定住施策及び集落支援員等による支援の強化が必要である。
- 3 担い手への農地利用の集積・集約化の進行に伴い、経営面積が拡大し機械・設備等の経費が増加している。担い手への集積は今後も進むことから、新規の機械導入及び更新機械等の導入への支援強化が必要である。
- 4 近年、激甚化する自然災害の発生による農地への被害を抑止するため、普通河川の改修等を早期に取り組む必要がある。
- 5 エゾシカ、アライグマ、ヒグマ等による農作物への被害は深刻化している。農産物を安定して生産するため、有害鳥獣駆除対策の強化が必要である。


II 国及び道に対する要望・要請

本市農業の維持・発展に向け、国及び道に対し、次の事項について要望・要請が必要である。

- 食料自給率向上対策の継続について
- 水田活用の直接支払交付金制度の見直しによる畑地化支援の継続について
- 肥料・燃油・飼料価格高騰対策への更なる支援について
- 酪農経営を継続するための安定的な支援について
- 国、道が管理する河川の整備について



全容につきましては、名寄市ホームページにも掲載しています。




農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～


ポイント 1 令和4年1月から
若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント 2 令和4年4月から
農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント 3 令和4年5月から
農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>



家族で話し合い、 家族経営協定をむすびませんか

家族経営協定とは、家族で取り組む農業について、経営方針や家族ひとり一人の役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族みんなで話し合いながら取りきめる家族のルール(文書で取り決めること)です。

○メリットはこんな時に

- ・認定農業者制度を生かす時。
- ・農業者年金の有利な加入を図る時。
- ・青年就農給付金を夫婦2人で活用する時。
- ・制度資金を借りる時。
- ・優良農地のあっせんを受ける時。

始めはできることから、家族で十分話し合いをして家族経営協定を結んでみませんか。

農地の参考貸借料

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、農業委員会による実勢賃借料の情報提供が義務化されました。地域での混乱も想定されることから、当分の間、農業委員会が自主的に「参考賃借料」を示すよう農林水産省より指示がありましたので、お知らせします。

令和4年4月～令和5年3月までに締結(公告)された賃借料の金額は以下のとおりです。

名寄地区 ※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
9,000	1,000	7,477	33	8

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	1,000	1,550	69	10

智恵文地区 ※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	4,000	4,167	15	6

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
5,000	770	2,606	137	21

風連地区 ※10a単価:円

田				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
12,000	2,000	9,050	79	20

畑				
最高額	最低額	平均額	対象筆数	データ数
3,000	500	1,786	21	7

※特殊な事情等により、平均的な価格と比較して、著しく高額又は低額な賃借料は、データ集計から除いております。



農地移動の実績

単位：a (アール)

農地法3条			
所有権移転	有償	田	7,543
		畑	12,923
		計	20,466
		(件)	32
	無償	田	64
		畑	101
		計	165
		(件)	6
賃貸借	田	393	
	畑	3	
	計	430	
	(件)	1	
使用貸借	田	10,758	
	畑	531	
	計	11,289	
	(件)	11	
計	田	18,758	
	畑	13,592	
	計	32,350	
	(件)	50	

農地法4条	田	1
	畑	18
	計	19
	(件)	2
農地法5条	田	428
	畑	35
	計	463
	(件)	7

農地あっせん		
名寄地区	田	1,519
	畑	2,648
	計	4,167
	(件)	4
風連地区	田	6,542
	畑	142
	計	6,684
	(件)	20
計	田	8,061
	畑	2,790
	計	10,851
	(件)	24

農用地利用集積計画			
所有権移転	有償	田	14,144
		畑	10,341
		計	24,485
		(件)	46
	無償	田	0
		畑	0
		計	0
		(件)	0
賃貸借	田	11,672	
	畑	9,530	
	計	21,202	
	(件)	39	
使用貸借	田	284	
	畑	151	
	計	435	
	(件)	3	
計	田	26,100	
	畑	20,022	
	計	46,122	
	(件)	88	
嘱託登記		36件	
営農証明等		59件	
現況証明		28件	

講演会のお知らせ

SDGsについて考えよう

名寄市女性農業委員ルピナスの会

代表 住田 美紀

名寄市の出前トーク『ごみ処理とリサイクル』を受講してごみ問題を考えることで、SDGs (2030年までに世界のみんなでより良い未来をつくるために、国連で決まった17個の持続可能な開発目標)の深掘りしよう!!

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 日時 令和6年1月30日(火)
10時から12時まで
- 場所 名寄市民文化センター
2階 視聴覚研修室
(名寄市西13条南4丁目2番地)
- 内容 ・出前トーク
『ごみ処理とリサイクル』
・SDGsについて考えよう



農業委員会の活動について

名寄市農業委員会では、毎月末に総会を行っています。また適宜、名寄・智恵文地区農地小委員会・風連地区農地小委員会を開催しています。
上記のほかにも各農業委員が年間を通して活動しています。



- 名寄市農業委員会総会(月1回月末に開催) 12回開催
- 農地パトロール …………… 8月1日から23日で実施

○活動の紹介



8月1日～23日の間で、農地パトロールを行いました。
名寄地区、智恵文地区、風連地区に分かれて行き、農地が適正に使用されているか確認を行っています。

⚠ 農地を転用するときは、手続きが必要です。 ⚠

- 農地を農地以外に利用することを農地転用といい、農地を建物や資材置場にするときは、事前に北海道知事の許可または届出が必要です。(ただし、農用地区域内の農地は原則転用できません)
- 許可を受けずに転用をしたり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は罰則があります。

◆ 農地法第4条 ⇒ 農地を農地以外にする場合 申請者は、申請地の所有者です。 200㎡未満の農業用施設を建てる場合は、農業委員会への届け出のみです。
◆ 農地法第5条 ⇒ 農地を農地以外にする場合 + 権利設定 申請者は、権利設定を行う両当事者です。(連名による申請)

■ 無断転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

違反の内容	罰 則
違反転用	○個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ○法人は、1億円以下の罰金に処せられます
違反転用における 原状回復命令違反	○個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ○法人は、1億円以下の罰金に処せられます

転用についての手続きや疑問は、農業委員会又は農業委員に相談してください。
転用申請は、北海道知事の許可まで日数を要します。余裕をもって申請してください。